

A P E C エンジニア特別委員会設置要領（案）

令和 年 月 日
科学技術・学術審議会
技術士分科会

技術士資格の国際相互承認を促進するに際し、技術士分科会運営規則第3条に基づき、以下のとおり、技術士分科会のもとに、APECエンジニア特別委員会を設置する。

（設置目的）

1. 技術士法第31条の2第1項の規定に基づく技術士資格の特例認定の審査に当たり、文部科学省令で規定する外国の資格保有者が、我が国においていずれかの技術部門について、我が国の法令に基づき技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有するかどうかについて、助言を行うこととする。

（会議の公開）

2. 会議は、個別の特例認定の申請に係るものであることから、非公開とする。

（会議の運営）

3. 検討の結果は、主査が技術士分科会に適宜報告する。

(参考)関連条文

○技術士分科会運営規則(抄)

(委員会)

第三条 分科会及び部会は、その定めるところにより、特定の事項を機動的に調査するため、委員会を置くことができる。

- 2 委員会に属する委員、臨時委員及び専門委員(以下、委員等という。)は、分科会長(部会に置かれる委員会にあつては、部会長)が指名する。
- 3 委員会に主査を置き、当該委員会に属する委員等のうちから分科会長(部会に置かれる委員会にあつては部会長)の指名する者が、これに当たる。
- 4 主査は、当該委員会の事務を掌理する。
- 5 委員会の会議は、主査が招集する。
- 6 主査は、委員会の会議の議長となり、議事を整理する。
- 7 主査に事故があるときは、当該委員会に属する委員等のうちから主査があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 8 主査は、委員会における調査審議の経過及び結果を分科会(部会に置かれる委員会にあつては、部会)に報告しなければならない。
- 9 前各項に定めるもののほか、委員会の議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、主査が委員会に諮って定める。

○技術士法(抄)

第三十一条の二 技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格のうち文部科学省令で定めるものを有する者であつて、我が国においていずれかの技術部門について我が国の法令に基づき技術士の業務を行うのに必要な相当の知識及び能力を有すると文部科学大臣が認めたものは、第四条第三項の規定にかかわらず、技術士となる資格を有する。

2 (略)

○技術士施行規則(抄)

(技術士の資格に関する特例)

第十三条の二 法第三十一条の二第一項の文部科学省令で定める技術士と同等以上の科学技術に関する外国の資格は、オーストラリア連邦首都特別地域に主たる事務所が所在する団体であるオーストラリアエンジニア協会が認定するチャータード・プロフェッショナル・エンジニアとする。

- 2 法第三十一条の二第一項の規定による認定は、前項の資格を有する者の申請により、技術部門を指定して行うものとする。
- 3 前項の認定を受けた者には、技術士となる資格を有することを証する別記様式第四の二による証書を授与するほか、その氏名を官報で公告する。